

議員提出議案

(10月5日提出)

発議第1号 地方交付税の総額確保等を求める意見書案 (10月5日・原案可決・満場一致)

発議第2号 事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書案
(10月5日・原案可決・満場一致)

発議第3号 道路財源の確保を求める意見書案 (10月5日・原案可決・満場一致)

発議第4号 乳幼児の医療費負担に対する補助制度の創設に関する意見書案
(10月5日・原案可決・満場一致)

発議第5号 割賦販売法の改正を求める意見書案 (10月5日・原案可決・満場一致)

発議第6号 教職員定数の改善、教育予算の拡充を求める意見書案
(10月5日・原案可決・満場一致)

発議第7号 いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書案
(10月5日・原案可決・満場一致)

地方交付税の総額確保等を求める意見書案

(発議第 1 号・原案可決)

本県自治体をはじめ、財政力が弱く地方交付税への依存度が高い自治体ほど、まさに血の出るような徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、「三位一体の改革」の柱の一つである交付税改革議論の中で行われてきた地方交付税総額の大幅削減により、本県自治体は極めて厳しい財政運営を強いられている。

また、平成19年度地方財政対策において、国は「地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保」したとしているが、都市部の税収の大幅な伸びを背景に地方交付税総額の削減が継続しているため、本県自治体を含め、税収に乏しく財政力が弱い地方においては財政危機が一層深刻化してきている。

こうした地方においては、人口減少や少子高齢化、産業・雇用などの地域課題への対応が求められているが、今後も地方交付税総額の削減が続けば、地域課題への対応が困難になることはもとより、財政力の弱い自治体の体制及び地域経済が崩壊しかねない。

よって、国においては、地方交付税について、地方自治体間の財政面での格差を是正する本来の役割を堅持し、そのために必要な総額を確保するよう強く要望する。

また、都市と地方との財政面での格差が拡大している実情等に鑑み、地方税の配分のあり方を含め、財政力が弱い地方においても財源を十分に確保できる仕組みを構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月5日

青 森 県 議 会

事業承継円滑化のための税制措置等に関する意見書案

(発議第 2 号・原案可決)

中小企業は、地域の雇用を多く維持・創出するとともに、技術・ノウハウの伝承と創造、競争力の確保・強化、地域共同体の文化・伝統の保持などにおいて、多様かつ重要な経済的・社会的役割を担っている。こうした中小企業の育成・支援は、地域経済の活性化ひいてはわが国経済の安定的・持続的な成長を実現するために不可欠である。

今後、中小企業経営者の高齢化の進展に伴う事業承継問題が、急速に深刻化してくることが予想される。地域の中小企業が、事業を承継する段階において発生する事業用資産に対する過度な相続税の課税や民法の遺留分制度などの問題により、やむなく事業存続をあきらめることになれば、地域の活力が削がれ地域経済の衰退を招き、わが国の成長発展をも損ないかねない。

中小企業の事業承継問題は、単に一企業の経営者の交代に留まらず、従業員の生活、取引先や関連企業等の事業・経営、さらには地域社会にも影響を及ぼすものであり、税制等が円滑な事業承継を阻害することのないように配慮すべきである。

については、中小企業およびその経営者が事業承継対策に過度に悩まされることなく、技術革新や新規分野への挑戦に専念したり、後継者が承継した経営資源を活かして、思う存分、第二創業などに取り組むことができる環境整備のため、税制面、法制面、金融面など総合的な事業承継支援を大胆かつ迅速に実施していただきたい。

以上の観点から、国においては、事業承継円滑化のために必要な、下記支援措置を講じるよう強く要望する。

記

- 一 非上場株式等の事業用資産に係る相続税は 5 年程度の一定期間の事業継続等を前提に非課税とすべきであり、事業を承継する者の相続税負担の減免を図る包括的な事業承継税制を確立すること。
- 一 取引相場のない株式については、円滑な事業承継を可能とする評価方法の見直しを行うこと。
- 一 民法の遺留分制度などについて、事業承継の際に、相続人当事者の合意を前提としつつ、経営権や事業用資産を後継者に集中できるよう制度の改善を図ること。
- 一 その他、事業承継時における金融面での支援、廃業と開業のマッチング支援等を行うための事業承継関連予算の大幅な拡充など事業承継円滑化のための総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月5日

青森県議会

道路財源の確保を求める意見書案

(発議第 3 号・原案可決)

道路は、県民の日常生活や社会経済活動を支える最も基本的な社会基盤である。

現在、県内の人口が減少し、高齢化が進み、首都圏との格差が拡大している中で、本県が自立・再生していくためには、道路網を計画的に整備し、適時・適切に維持管理することは極めて重要である。

特に、本県では自動車交通に依存している割合が約98%と極めて高いにもかかわらず、道路整備の状況が全国に比べて、なお低い状況にある。

さらには、気象的・地形的条件等により、落石崩壊が多数発生しているほか、近年も豪雪に見舞われ、県民生活等に多大な支障を及ぼしたところである。

このような中で、昨年12月8日に閣議決定された「道路特定財源の見直しに関する具体策」において、平成19年中に、今後の具体的な道路整備の姿を示した中期的な計画を作成することが示されたところである。

しかし、本県が真に必要としている道路整備計画が、この中期計画に反映されず、その整備のための道路財源も確保されないのであれば、本県の自立・再生に大きな影響を及ぼすことは必至である。

よって、本県議会は、道路整備の中期的な計画の作成に当たっては、このような本県の実情を十分認識され、次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

- 1 地方と都市の格差是正のためにも、本県の道路計画については、平成19年中に国が作成する「中期計画」に優先的に反映し、早期整備のための財源を確保すること。
- 2 納税者の理解を得るためにも、受益者負担という本制度の本来の趣旨を踏まえ、道路特定財源については、他に転用することなく、その全額を道路整備に充当すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月5日

青 森 県 議 会

乳幼児の医療費負担に対する補助制度の創設に関する意見書案

(発議第 4 号・原案可決)

近年、本県においても出生率の低下に伴う少子化が進行しており、その要因の一つに、子育て費用、中でも乳幼児医療費の経済的負担感が強く指摘されている。

乳幼児期は、疾病に罹患し易いことや、人間の成長にとって、特に身体、知能、情操の発達に対して重要な時期であるため、この時期における疾病の早期発見・早期治療は、乳児死亡率の低下や重度の後遺症等の未然防止に効果があると考えられ、ひいては、医療費の抑制につながることを期待されている。

このため、乳幼児の医療費負担を軽減するなど、乳幼児期の子どもたちに広く受療の機会の確保等、環境づくりの整備を進め、子どもたちを心身ともに健全に育成していくことが重要である。

よって、政府においては、少子化対策の重要性を認識され、就学前までの児童を対象として、乳幼児医療費の負担に対する補助制度の創設措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月5日

青 森 県 議 会

割賦販売法の改正を求める意見書案

(発議第 5 号・原案可決)

近時、住宅リフォームや呉服、貴金属など高額商品の次々販売などに係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、こうした被害は、販売業者が顧客の支払い能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払い能力をきちんとチェックせずに契約を認めることで発生している。

なお、経済産業省は、これまでも、割賦購入斡旋業者に対して、加盟店の実態把握、管理の徹底、悪質な販売店の加盟店からの排除等を求める通達を数多く出してきた。

しかしながら、これらの通達が出された後も、ダンシング事件、アイディック事件、住宅リフォーム事件、呉服次々販売事件等、多数の消費者を被害者とする事件が多発している。そうした被害対策の一環として、クレジットの過剰与信等による被害の防止が重要であり、そのために割賦販売法を抜本的に法改正すべきである。

よって、国におかれては、割賦販売法を次のとおり改正することを強く要望する。

- 1 実効的過剰与信規制を行うこと。
- 2 販売店とクレジット会社との共同責任（既払い金返還を含む。）を規定すること。
- 3 クレジット会社の悪質販売被害防止義務を明記すること。
- 4 指定商品制を廃止し、割賦要件を撤廃すること。
- 5 個品方式（契約書型）クレジットについて開業規制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月5日

青 森 県 議 会

教職員定数の改善、教育予算の拡充を求める意見書案

(発議第 6 号・原案可決)

子どもたち一人一人に教育の機会均等を保障するため、教職員定数の改善及び教育予算の拡充について、特段の配慮をされたい。

理 由

文部科学省は、個に応じたきめ細かい指導の充実に向け、少人数教育の推進や特別支援教育の充実などを盛り込んだ次期教職員定数改善計画の策定作業を行ったものの、政府が進める総人件費改革の影響によって、18年度の策定は見送られた。

一方、現在の教育現場では、いじめ・不登校・非行などの問題行動への対応、LD、ADHD等の児童生徒への対応を含めた特別支援教育の充実など、喫緊の教育課題が山積しており、それらを解決し、児童生徒の基礎学力の向上や多様な教育を展開するために、教育の直接の担い手である教職員の配置をさらに充実することが不可欠である。

また、このたびの学校教育法等の一部改正の趣旨を十分生かすためには、副校長等の新たな職の設置についても、既定の定数内での措置ではなく、定数の改善によって、教職員の配置を充実し、各都道府県において安定した教職員の採用が行われるよう、新たな定数改善計画を策定し、着実に実施することが極めて重要である。

さらに、同じく学校教育法等の一部改正により、特別支援学校は小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について援助・助言に努めることが示されたところだが、小中学校の支援要請に対応した相談件数等が年々増加している状況をかんがみると、特別支援学校のセンター的機能の維持・向上のためには、必要人員配置等財政措置を講ずることが必要である。

また、公立学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割も果たすことから、その安全性の確保が不可欠である。しかし、平成19年4月1日における本県の公立小中学校の耐震診断実施率は71.5%、耐震化率は50.2%に過ぎず、耐震化の取り組みが遅れている状況にある。地震や風水害などの大規模な災害が頻発する昨今、児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備するため、公立学校施設の耐震化の推進等を図ることは最重要課題の一つである。

しかし、地方交付税の削減の影響から、自治体独自の努力には限界があり、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差が広がりつつあり、このような中において、自治体の財政力の違いによって、受けられる教育水準に格差が生じることのないよう、国全体として教育予算を確保・充実し、等しく良質な教育が受けられるよう、強く要望する。

- 1 公立義務教育諸学校・公立高等学校の次期教職員定数改善計画の策定を実現すること。
- 2 特別支援学校のセンター的機能充実のため、人員配置等の財政措置を講ずること。
- 3 公立学校施設の耐震化推進等関係予算を拡充すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年10月5日

青 森 県 議 会

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書案

(発議第 7 号・原案可決)

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻となっております。

平成17年度の文部科学省の調査によると、いじめの発生件数は小・中・高等学校全体で2万件を超え、その発生学校数は全体の約2割に当たるなど、全国各地でいじめが発生しております。

また、昨秋以降には、いじめによる児童・生徒の自殺が相次ぎ、いじめ問題が大きな社会問題となり、文部科学省が設置した「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」はいじめ問題について議論し、今春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言と「いじめ対策Q & A」という内容で構成された「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」という冊子を全国に配布しております。

一方、不登校の児童・生徒は小学校で0.32% (317人に1人)、中学校では2.75% (36人に1人、約1学級に1人の割合) となっており、学年段階が上がるにつれて増加する傾向にあります。

こうした中、いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちを支援するため、各地でさまざまな取り組みがなされていますが、これら取り組みの中で効果を挙げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきであると考えております。

よって、政府におかれましては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりを推進するよう、下記の事項についての実現を強く要望するものであります。

1 「いじめレスキュー隊」(仮称) の設置の推進

第三者機関による「いじめレスキュー隊」(仮称) は、子どもや親などからのSOSに瞬時に対応し、まず「いじめられている子」を守り、孤独感、疎外感から解放。その後、学校関係者といじめる側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の間関係、“絆”の回復を図ることを目的とする。

2 「ほっとステーション」(仮称) づくり

NPO法人による不登校のためのフリースクールなどを活用して、地域の中に子どもが安心できる居場所として「ほっとステーション」(仮称) を設置。そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みを作る。さらに「ほっとステーション」から学校へと戻れるようにする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年10月5日

青 森 県 議 会